

NISA 口座の「みなし廃止」について

いつも 荘内銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2021 年度税制改正により、当行に開設いただいている NISA 口座が下記要件に該当する場合は、2022 年 1 月をもって自動的に NISA 口座の廃止手続きを行う「みなし廃止」措置の対象となります。

なお、2022 年以降当行にて NISA 口座の利用をご希望の場合は、あらためて NISA 口座開設のお手続きをお願いいたします。

【NISA みなし廃止の対象】

以下 2 点に該当するお客さまが対象となります。

- 2017 年以前に NISA 口座を開設している。
- 2018 年以降に NISA 口座を利用していない。(※)

※ NISA 口座(非課税投資枠)の利用がなくとも、2018 年分以降の非課税投資枠が設けられている場合は、マイナンバーをご提出済のため、NISA 口座は廃止されません。

以上

投資信託サポートセンター

フリーダイヤル トウシン ミニナル

 0120-104-327

[受付時間] 平日9:00~19:00